環境委員会資料令和5年6月7日

【所管事務の調査(報告)】

「神奈川県水道広域化推進プラン」の策定について

資料1「神奈川県水道広域化推進プラン」の策定について

参考資料1 神奈川県水道広域化推進プラン

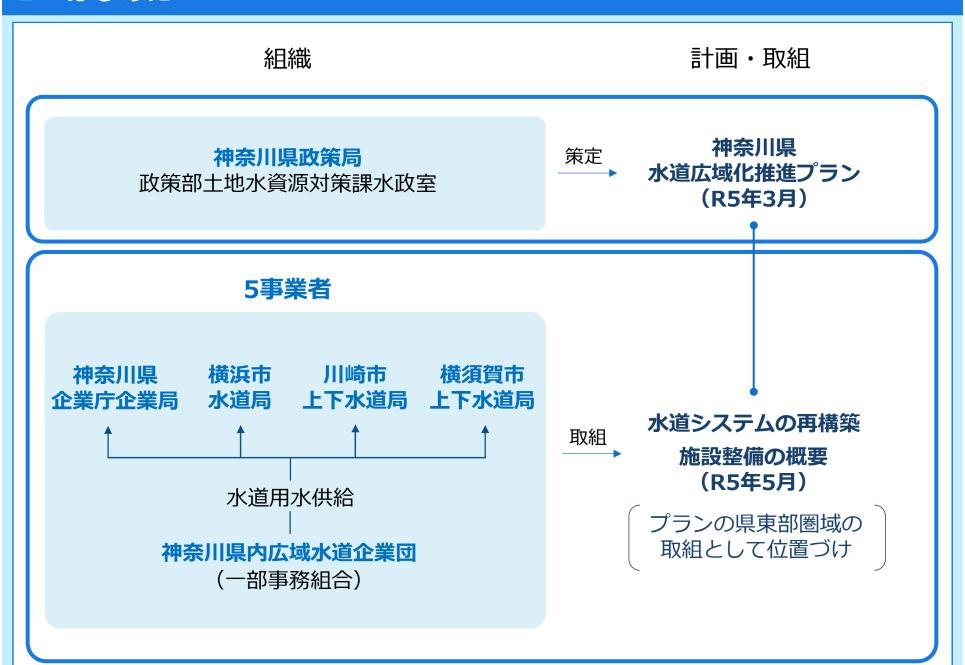
参考資料2 5事業者の「施設整備の概要」

上下水道局

目次

- 1. はじめに
- 2. 神奈川県水道広域化推進プランについて
- 3. 神奈川県水道広域化推進プランの趣旨
- 4. 県全体の水道事業経営分析
- 5. 今後の県内の広域化に係る推進方針
- 6. 県東部圏域の5事業者の取組「水道システムの再構築」

1 はじめに



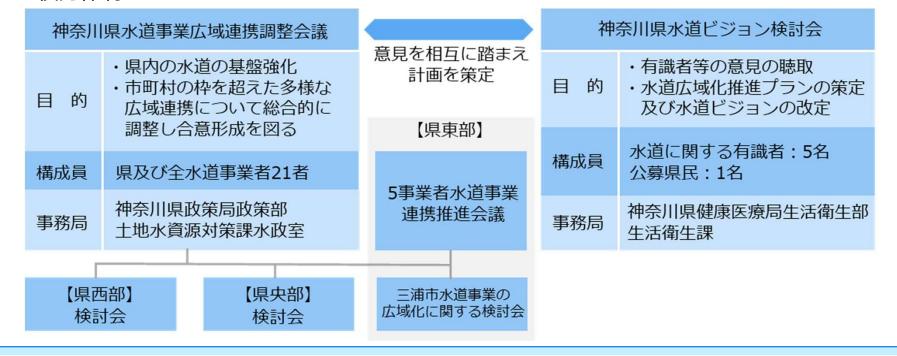
2 神奈川県水道広域化推進プランについて

水道広域化推進プラン

水道事業の持続的な経営を確保するため、多様な広域連携の取組により経営基盤強化を 進める必要があることから、平成30年の水道法一部改正を機に、国が都道府県に対し、 水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組内容等を示す「水道広域化推進プラ ン」の策定(令和4年度末まで)を要請

神奈川県の動向

- ・「神奈川県水道広域化推進プラン」(令和4年度末策定)
- ・「神奈川県水道ビジョン(次期)」(令和5年度末策定予定)(広域化推進プランを反映)
- > 検討体制



2 神奈川県水道広域化推進プランについて

プランの構成

- 1 水道広域化推進プランの趣旨
- (1) プランの目的と背景
- (2)検討圏域
- 2 経営の分析
- (1) 現状把握
- (2) 現行の経営形態が継続した場合の将来見通し
- (3) 広域化した場合の将来見通し
- 3 広域化の推進方針
- (1) 広域化の推進方針
- (2) 当面の具体的取組

3 神奈川県水道広域化推進プランの趣旨

目的と背景

▶ 水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化に伴い、厳しさを増しており、持続的な経営を確保するには、経営基盤の強化を図る必要があり、水道事業の広域化が求められる。



> そこで、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組内容等を示す神奈川県 水道広域化推進プランを策定する。

4 県全体の水道事業経営分析

広域化した場合の将来見通し(推計期間:令和3~47年度)

▶ 県全体の水道事業経営の現状を把握し、現行の経営形態を分析した上で、広域化した場合の将来見通しについて、県が独自にシミュレーションを実施

【広域化の主なパターン】

経営統合

④事業統合 認可上で事業を一つに統合 水道料金は統一される

③経営の一体化 同一の経営主体が複数の事業を経営 水道料金は統一されない

業務の 共同化 ②管理の一体化 管理組合等に管理を委託 (システムの共同化) 管理業務等を共同で委託・発注

①施設の共同化 施設を共同で建設・保有 (共同設置・共同利用)

災害時等の応援協定、資材の共同整備



施設統合により効率化を図り、 工事費や維持管理費を削減

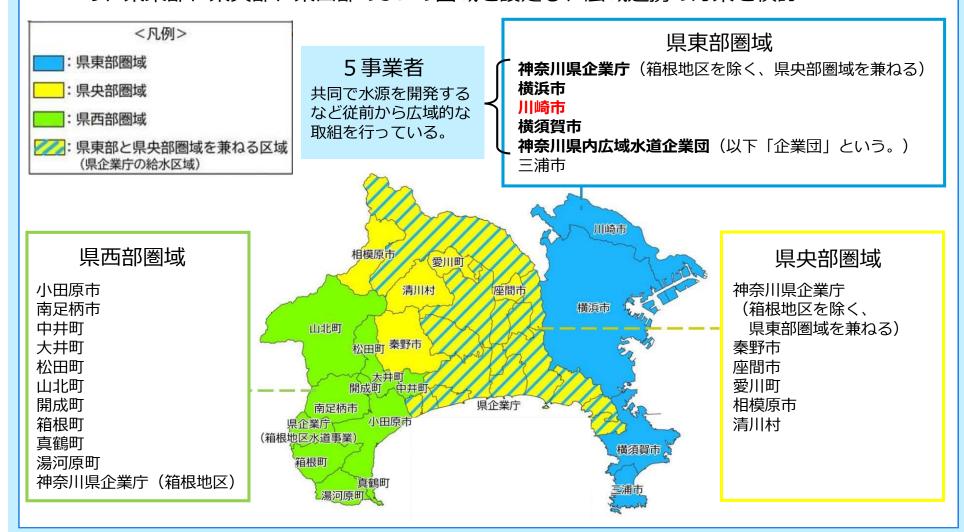
管理業務やシステム等を共同 で発注することで、経費削減

- ➤ 国が示すいずれの広域化パ ターンにおいても、広域化に より費用削減効果が見込まれ、 現行の経営形態を継続した場 合と比較して水道料金の上昇 の抑制が見込まれる。
- 業務の共同化による推計期間の費用削減額は、県全体で維持管理費が約303億円、建設改良費が約890億円となる。
- 広域連携を推進することで、 事務負担の軽減や組織強化に よる職員の技術水準向上・技 術継承が期待できる。

5 今後の県内の広域化に係る推進方針

検討圏域

▶ 地域ごとの水道事業者の特性を的確にとらえ、水道事業の広域化の実効性を高めるため、県東部、県央部、県西部の3つの圏域を設定し、広域連携の方策を検討



5 今後の県内の広域化に係る推進方針

今後の広域化推進方針と具体的取組内容

広域化の推進方針

- ▶ 全てのパターンにおいて効果が見られたことから、具体的な連携方策の検討を始める。
- ▶ 圏域ごとに相応しい連携方策の検討を継続する。

圏域ごとの具体的取組

県東部圏域:5事業者(神奈川県企業庁・横浜市・川崎市・横須賀市・企業団)

「施設の共同化」として、5事業者で従前から検討している「水道 システムの再構築」に係る取組を進める。

水道システムの再構築

水道施設の再構築 … 浄水場の統廃合によるダウンサイジング 上流取水の優先的利用 … 下流の水利権を活用して上流からの優先的取水を進める 取水・浄水の一体的運用 … 平常時の効率的・安定的な給水と非常時の体制強化

県東部圏域5事業者 の取組パターン



①施設の共同化

県央部圏域・県西部圏域

- ▶ 「施設の共同化」の可能性を検討し、その結果を踏まえ現有施設の 経年化・耐震化状況を整理し、費用負担を含めた調整を行う。
- ▶ 「管理の一体化」に係る連携方針として、水道メーターの共同購入 や業務に使用するシステムの仕様の統一等について検討する。
- ▶ 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」についても検討する。

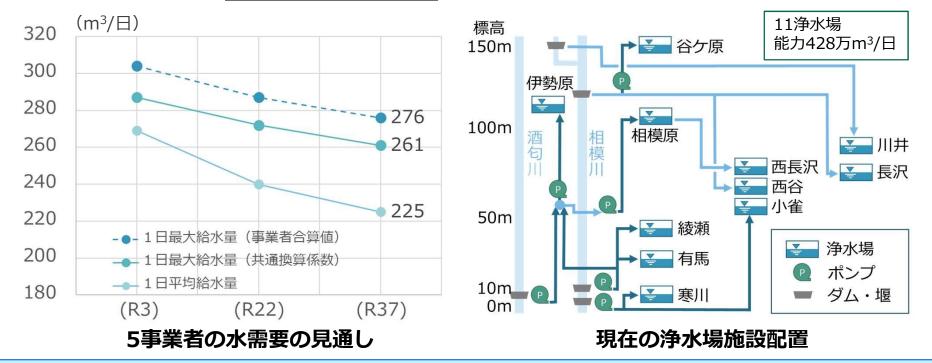
県央・県西部圏域 の取組パターン

将来的に検討

- ④事業統合
- 検③経営の一体化
 - ②管理の一体化
 - ①施設の共同化

(1) 水道システムの再構築

- ▶神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市・企業団の5事業者で連携し、施設の老朽化や水需要の減少など共通の課題に対し、将来にわたる水道水の安定供給を確保していくため、将来の5水道事業者のあるべき姿の構想について検討を進めてきた。
- ▶令和4年度までの検討概要を、**5事業者の「施設整備の概要」**として取りまとめた。
- ▶ 水道システムの再構築 (水道施設の共通化・広域化)
 - ✓水道施設の効率的な更新(適正規模へのダウンサイジング・バックアップ機能強化)
 - ✓環境負荷の低減(上流取水の優先的利用)

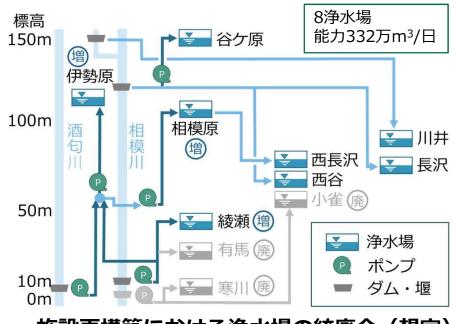


(2) 最適な施設配置(5事業者の浄水場統廃合)

- ▶5事業者では、これまでに15箇所あった浄水場を、更新時期に合わせて11箇所に統廃合
- ▶今後の水需要の減少や効率的な施設更新を踏まえ、更に8浄水場に集約することを想定
- ▶8浄水場とする考え方
 - ✓上流取水を優先する
 - ✓下流に位置する浄水場は廃止する
 - ✓酒匂川・相模川の2水系から取水可能な企業団浄水場を活用する
- ▶8浄水場体制になると想定する令和37年度の水需要を見据え施設整備を検討

5事業者の浄水場統廃合(想定)

	事業者	浄水場	将来
1	神奈川県	谷ケ原浄水場	更新予定
2	横浜市	西谷浄水場	更新予定
3	横浜市	川井浄水場	更新済
4	川崎市	長沢浄水場	更新済
5	企業団	伊勢原浄水場	増強予定
6	企業団	相模原浄水場	増強予定
7	企業団	西長沢浄水場	更新予定
8	企業団	綾瀬浄水場	増強予定
9	神奈川県	寒川浄水場	R33 廃止想定
10	横浜・横須賀	小雀浄水場	R22 廃止想定
11	横須賀市	有馬浄水場	R37 廃止想定



施設再構築における浄水場の統廃合(想定)

(3)施設整備の概要

- ▶県内の5事業者で確保すべき8浄水場能力
- ✓ 令和37年度の5事業者の水需要予測を基に、最小限確保すべき浄水場能力を約326万 m³/日以上と設定
- ✓ 企業団を除く4水道事業者の浄水場能力は、下流に位置する浄水場の廃止により約96万 m³/日となることから、残りの必要な浄水場能力を企業団浄水場で確保するものとし、 最小限必要な企業団浄水場能力を約236万m³/日として増強を図る。



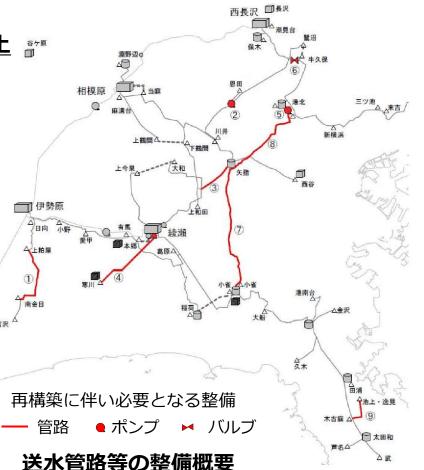
確保すべき浄水場能力(R37年想定)

(3) 施設整備の概要

- 送水管路等の整備
- ✓ 浄水場の廃止に伴い必要となる送水管路等の整備
- ✓ バックアップ機能向上に繋がる送水管路等の整備
- ▶バックアップ可能率(1浄水場全停止時)

✓ 現状の「69%」から、整備後は「96%」に向上 ※

本市に用水供給する 企業団西長沢浄水場の全停止時 整備完了後 現在 24時間まで 供給の継続 供給が可能 が可能 ※ 1日平均給水量に対する浄水場停止時の供給可能量を示す。



(4) 施設整備の効果

▶「11浄水場を各事業者が独自に更新した場合」と、「再構築により8浄水場へ統廃合した場合」の施設整備費等を比較し、効果として算出した。



※施設整備費は浄水場等の撤去費を含む

施設整備費の削減効果



※「上流取水の優先的利用」により 上流域(沼本取水)を活用した場合

維持管理費の削減効果



※「上流取水の優先的利用」により 上流域(沼本取水)を活用した場合

CO2排出量の削減効果

(5) 今後の進め方

- ▶ 令和5年度末の「施設整備計画」策定に向け、整備工程や費用負担等について継続して検討
- 最適な水道システムの実現に向けて、5事業者で連携し、検討・協議を進める。